

## 「日本で骨を埋めたくない」外国人

先日、在日 30 年のアメリカ人弁護士（65 歳）から、日本の事務所をたたんでアメリカに帰国するという連絡がありました。奥さんも日本人で親日家の彼からの突然の連絡に、びっくりしました。彼いわく、帰国の理由は日本の相続税だ、というのです。

今の税制では、日本に一定期間居住した外国人は死亡時に海外保有資産にも最大 55%の相続税がかかる仕組みのため、親から相続したカリフォルニアの農場と住居も失うかもしれないと恐れているのです。

平成 25 年に、死亡時に国内に住所があれば、外国籍であっても海外で保有する資産を課税対象とする相続税改正がありました。当初の目的は、税回避のために国籍を放棄した日本人への納税義務徹底だったのですが、これが仕事で日本に滞在する外国人に不安を抱かせる結果となっています。

### 相続税・贈与税の納付義務の範囲

外国人や外国に居住する日本人などの相続税・贈与税の納付義務を考えるにあたっては、日本国籍の有無ではなく、日本に居住・非居住、つまり日本に住所があるか、あるいはその期間がどのくらいなのかがポイントとなります。被相続人（贈与者）、相続人（受贈者）が国内あるいは海外に居住しているか、また、その期間によって納付義務の範囲が異なります。

被相続人および相続人が日本に 10 年以内に居住していた場合は無制限納税義務者として、国内、国外双方の全ての財産について、日本の相続税・贈与税の課税対象となります。

平成 29 年の改正では、短期滞在外国人への影響緩和を目的に、被相続人および相続人等が一時的滞在（国内に住所を有している期間が相続開始前 15 年以内で合計 10 年以下）の場合は、国内財産のみ課税されることになりました。

### 相続税・贈与税の納付義務の範囲一覧

相続人・受贈者 被相続人・贈与者		国内に住所あり	国内に住所なし		
			日本国籍あり		日本国籍なし
			10年以内に国内に住所あり	10年を超えて国内に住所なし	
国内に住所あり		国内・国外全ての財産に課税			
国内に住所なし	10年以内に国内に住所あり				
	10年以内に国内に住所なし	国内財産のみに課税			

各国の相続税については、1980 年代以後、インドや香港、シンガポールなどアジアの経済都市で廃止が相次いでおり、米国でもユタ州やニューハンプシャー州など新たに相続税無税に踏み切る州が増えているそうです。米、英、独、仏など主要国でも相続税の最高税率は 30~45%で、日本の最高税率 55%は世界でも最高となっています。少子高齢化・人口減の日本では、海外人材の確保は必要なのですが、このままでは日本の相続税は、海外からの優秀な人材を閉めだす障壁となりかねません。